

平成28年10月24日

各位

災害救助法が適用になるお客様へのご対応について

この度の鳥取県中部地震によって甚大な被害を受けられた皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法が適用された被災者に対しましては、金融上の措置に基づき下記の対応をさせていただきます。

地震によって被害を受けられました皆様方におかれましては、当金庫の本支店窓口にご相談いただきますようお願い申し上げます。

記

〈金融上の措置に基づく対応〉

1. 預金証書、通帳を紛失された場合でも預金者であることを確認のうえ払戻しいたします。
2. 届出の印鑑がない場合には、拇印にてお取扱いいたします。
3. ご事情により、定期預金、定期積金等の期限前払戻しをいたします。また、これを担保とする貸付をいたします。
4. 今回の災害による障害のため支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることといたします。
5. 災害時における手形の不渡り処分、電子記録債権の取引停止処分についてご配慮いたします。
6. 損傷した紙幣や貨幣の引換えをいたします。
7. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的な措置を講じます。

以上